

2021年7月5日

瀬戸市教育委員会
教育長 横山 彰 様

瀬戸市教職員労働組合
執行委員長 甲斐 雄彦
〈連絡先〉瀬戸市八幡町455番地
幡山東小学校気付
TEL0561-82-4404

要請書

貴職におかれましては、日々公務ご多忙のことと存じます。日頃は、教職員と児童・生徒のために力を尽くしてくださり、ありがとうございます。

さて、2021年度の瀬戸市教職員労働組合の要求を下記のようにまとめました。貴職の考えを文書でお示しくださるとともに、私たちの声を諸施策に取り入れていただくため地公法55条に則り、交渉を要請いたします。

尚8月中には文書回答と交渉をお願いします。

記

1. 各校への教育予算の増額をすること。
2. 教職員の健康・労働条件と児童・生徒の健康・安全について
 - (1) 児童・生徒や教職員にとって心身ともに負担となっている過熱傾向にある部活動の在り方を見直し小学校部活を廃止すること。また、職員のみならず部活動に携わる者にもガイドラインの周知徹底をすること。
 - (2) 市の責任において教職員の長時間労働がなくなるようにすること。
以下のような内容に留意すること。
 - ・当面開錠を7時以降、施錠時刻を19時以前とすること。
 - ・ノー残業デーを徹底すること。
 - ・行事や諸会議の精選、業務の合理化を行うこと。
 - ・成績処理が時間内でできるようにすること。
 - (3) 「在校時間状況記録」より把握できる超45時間・超80時間・超100時間の時間外労働をしている教職員数及び氏名を、教育委員会の責任において毎月把握し、対策を講じること。
また、校長が該当者に対しての改善策を示し教育委員会に報告するとともに、該当者が医師の面接指導を確実に受けるように指導すること。

- (4) 各自治体の判断で実現可能としている「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。
導入における問題点と各学校の意向を調査し、結果を公表すること。
- (5) 「勤務の割振り変更簿」の整備と運用を適正に行うこと。
- (6) 安全衛生委員会について以下のことを実施すること。
- ・校内安全衛生委員会及び総括安全衛生委員会において、作業環境管理のみでなく「在校時間状況記録」により把握できる長時間労働を解消するために、作業管理として具体的な方策を論議し計画を策定するように指導すること。
 - ・全職員の意見が反映できるような校内衛生委員会を少なくとも学期に1回以上行うようにすること。
 - ・総括安全衛生委員会の論議事項を法に則り速やかに全職員に周知すること。
- (7) パワハラの防止に努め、「パワハラ防止指針」を毎年全員に配付すること。また、セクハラ・マタハラなどのハラスメントをなくすための研修や啓発活動を進めること。
- (8) 全ての学校をカバーする産業医を置き、健康管理（精神疾患を含めて）を徹底し、退職まで心身ともに健康で働き続けられるように環境整備をすること。また、全職員（非常勤も含む）に「ストレスチェック」を実施すること。
- (9) 学校において予防すべき伝染病に対して、予防接種費用への補助をすること。
- (10) 新型コロナウイルス対策において迅速かつ適切に対処すること。教職員のPCR検査を無料ですすめること。
- (11) タブレットの電磁波対策や安全使用に関するガイドラインを作成すること。
長時間利用が脳の発達を阻害するという研究報告がある。各種研究結果を踏まえた使用上の留意点を市民に周知するとともに適切な対策を行うこと。

3. 教職員の働く環境と福利厚生について

- (1) 男女別の横臥できる休養室・シャワー室および乾燥機をすべての学校で設置できるよう、計画を進めること。現在の設置状況と今後の計画を明らかにすること。
- (2) 職員トイレの数を増やし、温水洗浄機能がついた便座を全校に設置すること。

4. 憲法・子どもの権利条約に基づいた子どもの人権擁護の推進、開かれた学校づくり、子どもを取り巻く環境の改善について

- (1) 「全国学習学力調査」に参加しないこと。学校別の点数公開を行わないこと。
- (2) 全学年で少人数学級が実現できるように県に強く働きかけること。

- (3) 義務教育費無償の精神に則り、教育費の父母負担の軽減を行うこと。
- (4) 学校図書館法改正に則り、各学校に専門専任常勤の学校司書の配置を促進すること。充足率を高めること。
- (5) 平和都市宣言を受けて、平和教育の充実のための施策をはかること。
自衛隊の職場体験および自衛隊の募集を行わせないこと。また、広報に募集の記事を載せないこと。

5. 学校の施設・設備について

- (1) ガラス飛散防止フィルムや網戸を設置するとともに、地震による落下物等の教室内の安全確認を専門業者が行うこと。
- (2) 大規模改修を進め、電源や水道管などの点検整備を行うこと。アスベストの除去等の対策の期限を明らかにすること。また、アスベスト含有の古いPタイルの撤去や床を整備すること。ホルムアルデヒドなどの有害物質が学校施設より曝露しないようにすること。
- (3) 全ての教室および体育館にエアコンを設置をすること。

6. 教職員の配置について

- (1) 小1から中3まで35人学級制度を市独自でおこなうこと。
- (2) 特別支援学級入級者が増えており普通学級にも困難を抱えた児童・生徒がいる。より充実した支援員・サポーター制度を確立すること。
- (3) 養護教諭が泊を伴う行事に参加の場合の人員を確保すること。
- (4) 日本語学級設置校へのサポート体制を強化すること。また、日本語学級が設置されていない学校でも必要な児童・生徒や保護者がいる場合のサポート体制作りを進めること。
 - ・児童生徒の教材、設備・備品を充実すること。
 - ・保護者対応が行える支援体制を充実すること。
 - ・すべての言語に対応した支援体制を確立すること。

7. その他

- (1) 教職員評価制度を廃止するよう県に要請すること。当面、瀬戸市において第3者機関による苦情申し立て制度を確立すること。
- (2) 原材料費への補助で給食費を引き下げること。
- (3) 学校用務員の員数を増やし複数配置で校舎内外の整備を進めること。

- (4) ジェンダー平等社会をめざし、啓発活動を進めること。
- ・ 早急に男女混合名簿が100%になるようにすること。
 - ・ 中学校の制服や校則の見直しをすること。
- (5) 就学時健診を法律に則り教育委員会の責任で行うこと。
- (6) 地震等の避難場所となっている学校の防災状況を常に留意し、避難場所としての価値を高めること。
- (7) 小中一貫教育に対しての教育・労働条件の整備をすること。
- ・ 教職員の労働強化にならぬよう人的配置の充実および研修等の時間確保をすること。
 - ・ にじの丘学園及びその他の地域の小中一貫教育についての検証を行い、公表すること。
- (8) 安全な通学環境整備をすること。
- ・ 災害危険区域を通学路にしないこと。
 - ・ 歩道及び路側帯やガードレール等の整備をすること。
- (9) ICT教育の普及と充実のために、職員の研修の機会を設けること。また各校に専門職員の配置をし教職員の相談や指導、セキュリティ対策、健康被害の対策等の徹底を図ること。
- (10) にじの丘学園は適正規模を超えている。マンモス化を解消するために分校設置等を検討すること。
- また、にじの丘学園の通学路の安全確保をするとともに、現在の路線バス通学をスクールバスに切り替えること。
- (11) 「まるっとせとっ子フェスティバル」は中止し、ICT教育の研修等の時間を十分確保できるようにすること。

以上